



特集 **2**

# 時代を担う法教育

## 時代を担う法教育

### 法教育の理念

#### 1. 法教育の目標

我々の考える法教育の目標とは、「個人が尊重される自由で公正な社会」の構成員としての市民を育てることである。これは何も特別なことを言っているわけではなく、学習指導要領における社会科の目標である「平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質」の養成（小中高の共通した目標）と基本的には異なることはないと思われる。

「個人が尊重される自由で公正な社会」というのは、いわゆる立憲主義を採用している日本国憲法（それは、民主政を規定する一方で、個人の尊重原理に立ち、基本的人権を保障するという形で現されている。）によって要請されている社会である。そして、社会は法によって維持されているものである以上、そのような社会の法は「立憲主義」「個人の尊重」「自由」「公正」といった価値や原則を基礎としている。ところが、これまでの社会科教育における法に関する教育は、そのような価値や原則との関連づけを意識せず、現にある法律や法制度の知識面の教育に終始していた結果、法に対する国民の理解としては、国民を規制するもの、あるいはせいぜい国民を保護してくれるものというにとどまった。それでは、現在の法を批判的に検証し、国民一人一人がお互いを尊重しながら自分らしく生きていくために必要があれば、法を創造したり作り替えたりしようとする態度は育たない。当然、法過程に主体的に参画してよりよい社会を築いていこうという態度も生まれるはずもない。

そこで、いたずらに細かな法的知識を教え込むというのではなく、「法の基礎にある価値や原則」に対する基本的な理解を重視し、法的な考え方や法的参加の技能を身につけることで、「個人が尊重される自由で公正な社会」を構築しようとする態度・意欲を育てようとするものが、我々の考える法教育である。

#### 2. 法教育の内容

法教育の内容としては、市民として求められる意欲・態度とは何か、そのために必要な技能や知識とは何か、という観点から考えてみる。

- (1) 市民として求められる意欲・態度のもっとも基礎的なものとしては、①自己・他者を尊重する態度があげられよう。その上に立って、②私的な領域においては自分たちの法律関係を自分たちで決定する態度、③公的な領域においては法過程に主体的に参加する態度が要請される。また、その前提として、④約束や法を守るという態度（もちろん批判的に吟味した上でだが）や⑤紛争を平和的に解決する態度が必要となる。

これも特別なことを言っているわけではなく、学習指導要領にも、社会のほか道徳や特別活動などの各教科に分散して見てとることができる。

- (2) そのために求められる技能としては、①事実を正確に認識し、問題を多面的に分析する能力、②自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解する能力、③多様な意見を調整して合意を形成し、また公平な第三者として判断を行ったりする能力があげられる。

これも特別なことを言っているわけではないが、従来、学校教育では十分には行われてこなかった部分であり、我々の考える法教育では特に重視している部分である。

- (3) また、求められる知識としては、法や法制度の基礎にある価値や原則の理解、その理解に必要な限度での法や法制度、法過程の理解などがあげられるが、いたずらに法律学的である必要はなく、少なくとも義務教育段階では意欲と結びつくようなコアな部分で足りる。具体的には①法の意義、②憲法の意義（立憲主義の理解）と基本的な仕組み、③私的自治（契約）の意味、④責任とは何かなどが考えられる。

### 3. 法教育の方法

我々の考える法教育は、上記のような態度形成を目指して技能や知識を有機的に関連づける授業を行うことを考えている。方法としては、一方的に講義するという授業形態ではなく、双方向的な授業、特に、身近な設例を与えて、その解決策を具体的に考えさせる授業を考えている。その中で、単なる知識を与えるのではなく、生きた知識、すなわち、得た知識を応用する力、さらにはその知識を批判的に検討する力を獲得することができると考えている。また、グループ討論も積極的に取り入れている。自分の意見を相手に伝えると共に、異なる考えを持った人たちの話を聞く訓練になるし、話し合っ合意形成を図る訓練ともなるからである。

### 4. 法教育の課題

このような理念を持つ法教育であるが、現段階ではまだまだ課題は多い。発達段階に応じてどのようなことをどの程度教えるべきかについての整理をしなければならないし、法的な問題を身近な設例に落とし込んで、上述したような理念を実現できる具体的な授業案を作るという作業もまだまだ必要である。

# 第1章

## 日弁連の法教育活動

### 1 取組みの概要

今日、法曹界や教育界において法教育の重要性が認識されるに至っているところ、その大きな契機となったのは、2001年6月に発表された司法制度改革審議会意見書に「司法教育の充実」が盛り込まれたことといえよう。

しかしながら日弁連では、この意見書に先立ち、1990年代前半から司法教育への取組みを始めるとともにその充実の重要性を提言してきた。

具体的には、裁判傍聴の引率や学校へ弁護士が出張するいわゆる「出前授業」の実績を積み重ねるとともに、次のような決議の採択等を行なっている。

1993年5月	「司法に関する教育の充実を求める決議」採択
1998年11月	「司法改革ビジョン」で司法教育の推進を提言

こうした司法教育の活動を背景にして、日弁連は、2002年、単に司法制度に関する知識を伝える活動にとどまることなく、法の意義・役割や基本的な価値・制度に関する知識、この知識を応用して紛争解決や法過程に参加する技能、さらには法の理念に従って主体的に行動する姿勢を身につけさせることを狙いとする「法教育」の検討を始め、以来、その必要性を主張するとともに普及に努めてきた。

社会が行政による事前規制から司法による事後的救済に大きく舵を切る中で、市民、とりわけ将来の社会を担う子どもたちに対して、法教育の目指す知識や技能、態度形成を育むことは、自由で公正な社会のために極めて重要である。

これまで行なった法教育に関する提言等は次のとおりである。

2002年4月	【方針】 会務執行方針「市民のための法教育推進」を掲げる
2008年7月	【提言】 「私法分野における法教育の展開」について提言
2009年11月	【宣言】 「人権のための行動宣言2009」で法教育の取組みを宣言
2009年12月	【宣言】 「日弁連基本政策集」で立憲民主主義の担い手たる市民を育成するための法教育の普及と実践を宣言

## 2 具体的な取組み内容

日弁連では、「市民のための法教育委員会」を設置し、同委員会を中心として法教育の普及・実践活動を行っている。

### 1. 「市民のための法教育委員会」の設置とその経緯

2002年7月	市民のための法教育対策検討ワーキンググループ（WG）設置 （2003年5月31日廃止）
2003年3月	上記WGから日弁連会長宛に法教育委員会の設置を要望
2003年4月	市民のための法教育委員会設置

### 2. 目的と任務

- ① 自由で公正な民主主義社会の構成員（市民）を育成・支援するための教育方策（法教育）の策定及び実践
- ② 学校等における法教育のための教材の研究・開発
- ③ 法教育に関する教育関係者等との情報交換
- ④ その他上記目的の達成に必要な事項

### 3. これまでの主な活動

委員会設置直後は海外視察を実施し、あるべき法教育の研究に注力してきた。

また、セミナーやシンポジウムを精力的に開催し、法教育の重要性や実践方法について、教育関係者と意見を交換するとともに、提言を行ってきた。

さらに、全国各地で法教育の実践を充実化させるために、各地の弁護士・弁護士会との意見交換会の開催も重視している。

#### （1）海外調査

2004年11月2日～7日 米国視察／ ロサンゼルス：公民教育センター（CCE）、憲法上の諸権利財団（CRF）ほか
2005年11月30日～12月7日 米国視察／ シカゴ、ワシントンDC：米国法律家協会（ABA）、CRFC、Street Law社、 公民教育センター（CCE）ワシントン支社ほか
2006年2月 台湾視察／台北：民間司法改革基金会ほか
2006年11月 韓国視察

## (2) 弁護士・教員に対する研修活動、各種イベント開催

2003年6月7日	「市民のための法教育シンポジウム2003～弁護士会が取り組んできたこと・取り組むべきこと～」
2004年8月21日	「教員・弁護士のための『法教育』夏季セミナー」
2005年5月21日	「法教育シンポジウム in KANAGAWA」(於・横浜市)
2005年8月20日	「教員・弁護士のための『法教育』夏季セミナーPART II」
2006年7月10日	「各弁護士会法教育担当者研修」
2006年8月19日	「法教育夏季セミナー 教員・弁護士のための『法教育』実践研究交流全国集会」
2006年8月26日	「シンポジウム 法教育がはじまるーその基礎から実践までー」(於・福岡市)
2007年7月	「法教育に関するブロック意見交換会」(各弁連と)
2007年8月4日	「法教育夏季セミナー2007～小・中・高等学校各段階での法教育の取組み～」
2007年8月18日	「第1回高校生模擬裁判選手権」(東京、大阪の2会場同時開催)
2008年8月9日	「第2回高校生模擬裁判選手権」(東京、大阪の2会場同時開催)
2008年11月8日	「第2回高校生模擬裁判選手権東西対抗決戦」「法教育模擬授業・パネルディスカッション」 (第23回司法シンポジウム内イベントとして)
2009年2月14日	「法教育に関するブロック意見交換会」(中国地方弁連、九州弁連と)
2009年7月～8月	「法教育に関するブロック意見交換会」(北海道弁連、中部弁連、近畿弁連、中国地方弁連、四国弁連と)
2009年8月8日	「第3回高校生模擬裁判選手権」(東京、大阪、福岡の3会場同時開催) 最高裁、法務省と共催
2010年8月7日	「第4回高校生模擬裁判選手権」(東京、大阪、福岡、高松の4会場同時開催) 最高裁、法務省と共催
2010年10月7日	日弁連第53回人権擁護大会シンポジウム「子どもの貧困」において、教育内容の観点から共同提言を行う

## (3) 他団体との協働

国内外の研究者や他士業等の関連団体との懇談及び意見交換を行なっている。特徴的な活動として次のものがある。

法教育研究会及び法教育推進協議会への委員の派遣及び対応のバックアップ	
「法教育シンポジウム」(東京・浜離宮朝日ホール) : 法務省、最高裁及び文科省との共催	(2004年11月21日)
「法教育シンポジウムー未来を拓く法教育in大阪ー」 : 法務省、最高裁及び文科省との共催	(2006年11月19日)
「法教育シンポジウムー未来を拓く法教育inよこはまー」 : 法務省、最高裁及び文科省との共催	(2007年12月2日)
「法教育シンポジウムー未来を拓く法教育in福岡ー」 : 法務省、最高裁及び文科省との共催	(2009年2月13日)
「法教育シンポジウムー未来を拓く法教育inせんだいー」 : 法務省、最高裁及び文科省との共催	(2010年1月30日)
「法教育シンポジウムー未来を拓く法教育in京都ー」 : 法務省、最高裁及び文科省との共催	(2010年10月29日)

## (4) 小学生向け法教育絵本の監修

法教育絵本「はじめての法教育ーみんなでくらすために必要なこと」  
(全5巻 岩崎書店)の監修、発行。



## 各地での取組み

### 1 弁護士会連合会の取組み

弁護士会連合会では、法教育に関するシンポジウムを開催し、法教育の普及に努めている。

2002年 9月27日	「子どものための法教育～21世紀を生きる子ども達のために～」	関東弁護士会連合会
2003年10月3日	「子どもが学ぶ法の精神」－新しい法教育への挑戦－	中部弁護士会連合会
2004年11月12日	「市民のための法教育－学校現場における取組みを考えよう－」	四国弁護士会連合会
2005年3月26日	「法教育の実践をめざして」	東北弁護士会連合会
2006年8月26日	「法教育がはじまる ～その基礎から実践まで～」	九州弁護士会連合会
2008年12月14日	「発達段階に応じた法教育」	近畿弁護士会連合会
2010年10月1日	「法教育にどう取り組むか」新学習指導要領を踏まえて	中国地方弁護士会連合会
2010年10月15日	「再び『子どもが学ぶ法の精神』」～法教育の理論と実践の架橋～	中部弁護士会連合会

### 2 各地の弁護士会の取組み

各地の弁護士会の具体的な取組みは、50頁～55頁の一覧表の通りである。その活動を大別すると、各地の弁護士会館等で授業などを行うジュニアロースクール（法教育セミナー等の名称を用いることもある）の開催、弁護士が学校に赴く出前授業の実施、裁判傍聴の引率、教師との共同研究に類型化することができる。

2009年度にジュニアロースクールを開催した弁護士会は、東京、第一東京、横浜、千葉県、茨城県、群馬、栃木県、静岡県、山梨県、大阪、奈良、愛知県、岐阜県、福井、広島、岡山、福岡県、熊本県、仙台、秋田及び札幌の21会にのぼっている（本章では、そのうち熊本県、横浜、札幌の3弁護士会の活動状況について44頁～49頁にて紹介）。

また、教員との共同研究のあり方として、教員と弁護士とが共同して法教育の普及活動や授業作りを行う「法教育研究会」がある。弁護士と教員が共同して研究会を設置しているのは、2010年3月時点で、茨城県、栃木県、長野県、愛知県、岐阜県、福井、岡山、佐賀県、仙台、岩手及び札幌の11弁護士会、学校関係者が設立した研究会に弁護士が参加しているのは、横浜、静岡県及び宮崎県の3弁護士会にのぼっている。法教育研究会を設置しないものの、教育関係者と協議や連携の機会をもっているのは、東京、第一東京、第二東京、埼玉、群馬、山梨県、大阪、京都、広島、島根県、愛媛の11弁護士会にのぼり、前述の研究会設置地域と合わせると、5割近くの弁護士会が、学校関係者と連携していることになる。



## 熊本県弁護士会の法教育活動

### ●熊本県弁護士会法教育セミナーについて

熊本県弁護士会法教育委員会では、2006年から、熊本県内の小学生・中学生を対象とした法教育セミナーを開催しています（小学生と中学生に分けて、それぞれ異なる内容のセミナーを行っています）。

当委員会が開催している法教育セミナーでは、教材や授業進行等について、当委員会所属の弁護士において独自に作成しており、また、参加児童の募集についても広く公募行っただけで異なる学校の児童を募って意見交換をさせる点がその特色ともいえます。

このセミナーは小学生と中学生を対象としており、特に小学生対象のセミナーでは、児童を飽きさせないように弁護士が仮装して寸劇を行ったり、パワーポイントを用いた紙芝居を取り入れたりして授業進行を行うなどの工夫をしています。

ここでは、2009年度に開催した小学生対象の法教育セミナー「罰にもルール～みんなで『適正手続』を考えよう～」についてご紹介いたします。

### ●セミナーの目的について

今回のセミナーでは、熊本県内の小学4～6年生を対象に、手続の適正について考えてもらうことを目的としました。

具体的には、「罰にもルール」という大テーマのもと、大きく分けて以下の4つの観点から手続の適正について考えてもらうこととしました。

#### 1 告知と聴聞

何について問題とされているのか（疑われているのか）、きちんと本人に伝えた上で、その言い分（認否・弁解）を聞かなければならないのではないか。

#### 2 自白（任意性、補強法則）

本人が“認めている”こと（自白）のみで判断することには危険があるのではないか。

#### 3 罪刑の均衡

罪とそれに対する罰との間には、バランスが必要なのではないか。

#### 4 罪刑法定主義

何がやってはいけないこと（罪）で、それに対してはどの程度のペナルティ（罰）があるのかは、あらかじめ決められていなければならないのではないか。

### ●セミナーの概要について

児童の集中力を途切れさせないために、前記1～4のテーマを、それぞれ1時限ずつに分けたうえ、さらに、各時限について、寸劇と検討・話し合いに分けて構成しました。

寸劇においては、時限ごとのテーマに沿ってあえて問題点を含ませて用意した“正義”の味方と“悪役”等の掛け合いを児童に見せることとしました。

そして、寸劇を見た生徒たちが持った違和感や疑問点について、その後の検討・話し合いの時間において、各自で考えて、その後に班で話し合ってもらい、前記テーマにつながる問題意識を喚起、具体化し、さらに、寸劇に含まれていた問題点について、どのような方法で問題の解決・危険の回避ができるかについての発見・理解を目指しました。また、各班での議論を活発化させるために、各班毎にアシスタントの弁護士を配置し、児童の議論を補助したり、議論のヒントを与えたりする役割を担ってもらうことにしました。

#### － 1時限目〔告知と聴聞〕 －

まず、当委員会所属の弁護士が“正義”の味方と“悪役”にそれぞれ扮し、以下のような事例設定のもと寸劇を行いました。

【事例】“正義”の味方と“悪役”が住む町では、家に落書きをされるといふ事件が頻発していました。そして、その“正義”の味方は、その町でいつもいたずらばかりしている“悪役”が犯人だと決めつけてしまいます。そこで、“悪役”を発見した“正義”の味方は、その“悪役”を見つけるや否や制裁（パンチ）を加えてしまいます。

このような、寸劇を児童に見せた後に、この寸劇の中の登場人物に何か問題はなかったかを、各自で考えて、その後に班で話し合ってもらい、班で出た意見を発表してもらいました。

班の中では、「何も言わずにいきなりパンチをするのはいけない」という意見や、「“悪役”の言い分も聞かないと本当に犯人かわからない」などの意見が出ました。

それらの意見が出た後、教師役の弁護士から、「何か制裁（不利益）を受ける場合には、どういう理由で制裁（不利益）を受けるのかきちんと説明を受ける必要があって、またその際には、その人の言い分も聞く必要がある」という考え方の説明がありました。

2時限目以降も弁護士が“正義”の味方と“悪役”にそれぞれ扮し、事例設定のもと寸劇を行いました。



－2時限目〔自白〕－

【事例】第1限の議論を踏まえ、“悪役”の言い分を聞くことにした“正義”の味方。“悪役”は自分は犯人ではないと主張します。しかし、“正義”の味方はまたしても“悪役”が犯人であると決めつけ、長時間にわたる取調べをしたり、「いま罪を認めるんだったら、制裁は軽くていい」などの甘言を用いたりして、“悪役”に罪を認めさせてしまいます。

班の意見では、「何日も部屋に閉じ込めて取調べをしたことが問題」や「罪を認めると軽くするという話をして自白させたことが問題」などの意見が出ました。

その後、教師役の弁護士から、「言い分を聞くにしても、その方法についてきちんと（適正に）する必要がある」ということや、「仮に本人が認めた（自白した）としても、それが真実なのかどうか、本当に犯人なのか十分考える必要がある」という説明がなされました。



各班による発表風景。右はTVのキャラクターに扮した司会・進行役の弁護士。

－3時限目〔量刑の均衡〕－

【事例】“正義”の味方と“悪役”が住む町では、頻繁に発生している落書き事件を取り締まるために、「人の家に落書きをしてはいけない。もし人の家に落書きをしたら牢屋に30年入らなければならない」という決まりができました。そして、その決まりを破って、人の家に落書きをしてしまった“悪役”。“悪役”は本当に牢屋に30年入らなければいけないでしょうか？

班の意見では、「落書きをただで牢屋に30年入らなければならないというのは重すぎる」という意見が多く出ました。またこれとは反対に、「落書きを防止するためにはこれくらい重い罰があった方がいいのではないか」という意見も出ました。

これについては、いろいろな考え方があり、教師役の弁護士から、「自分がしたことと、それに対する罰（ペナルティ）とのバランスが必要である」という考え方の説明がありました。

－4時限目〔罪刑法定主義〕－

【事例】「人の家に落書きをしてはいけない。もし、人の家に落書きをしたら罰金10万円を払わなければならない」という新しい決まりができました。そして、“悪役”は人の「家」ではなく人の「車」に落書きをしてしまいます。それを見つけた“正義”の味方が、“悪役”に罰金を支払うよう迫ります。“悪役”は、罰金を支払わなければいけないでしょうか？

班の意見では、「家も車も人の物にかわりがないので、車に落書きをした場合にも罰金を支払うべきだ」という意見や「落書きされた人の気持ちは同じだから罰金を払うべき」という意見が多くありました。

この問題については、小学生には、「罰を受けること（刑事的な問題）」と、「弁償をすること（民事的な問題）」の区別が難しく、我々が考えていた話の流れにはなりづらかったのですが、法教育では結論ではなく、それにたどり着く過程の方が重要ですので、予想しなかった意見がたくさん出て議論が白熱したことが思わぬ収穫でした。

最後に教師役の弁護士から「罰を与える場合には、どうしたら罰を与えられるのか、はじめから、わかりやすく決められておかなければならない」という考え方の説明がなされました。

●まとめ

今回の小学生法教育セミナーでは、小学生には難しいと思われる「適正手続」や「罪刑法定主義」などをテーマとして取り上げ授業を行いました。その難しいテーマをわかりやすく親しみやすくするために、小学生が誰でも知っている“正義”の味方とその“悪役”に扮した寸劇で事例を検討してもらうなどの工夫をしたためか、参加した児童たちの感想も「劇がおもしろかった」「いろいろ考えておもしろかった」など好評を得ることができました。

当委員会では、法教育においては、知識の習得ではなく、結論を導くまでの過程（思考・討論・合意形成）が重要であると考えており、それに即したセミナーの実現を目指して、教材作成・授業構成を作成しております。

最後に、小学生を対象とする法教育セミナーでは、我々が思いもよらない小学生の発想に出会うことが多く、そういう発想に出会えることも法教育の楽しみの一つであると考えています。

## 横浜弁護士会の法教育活動

### ●横浜弁護士会の中学校における法教育について

横浜弁護士会では、2000年から学校への出前授業に取り組むようになりました。2001年からは県下の全高等学校に対して横浜弁護士会の法教育活動に関する案内文を発送するようになりましたが、学校数の多い中学校までは手が回らないのが実情でした。

2005年、横浜弁護士会では、日弁連及び関弁連とともに「法教育シンポジウム in KANAGAWA」を開催しました。シンポジウムでは、参加者に法教育のイメージを持ってもらうことが大切と考え、中学校におけるルールづくりの授業を録画・編集して報告しました。このときの授業は、横浜弁護士会が実際の事例を基に作成して実践した高等学校用の教材を、中学校の教員と10回ほどの打ち合わせを重ねて改良して使用しました。教員との共同作業は、法教育を「教育」の視点で捉える契機となりました。このシンポジウムで生まれた中学校教員との繋がりを大切にしながら、その後は徐々に中学校における法教育を実践するようになりました。中学校への出前授業はもちろんのこと、横浜市や川崎市の中学校教員向けの研修会に当委員会の委員を講師やアドバイザーとして派遣するなど、活動の範囲を広げています。

ここで紹介する横浜市立城郷中学校におけるルール作りの授業は、2005年のシンポジウムの時に作成した教材をベースにしながら、地名を実施中学校付近のものに変更したり、カラオケボックスをアミューズメント施設に変更するなど、生徒が興味を引きやすい内容にアレンジしながら授業内容を再構成しています。こういった授業づくりは、担当の弁護士に一定の負担がかかることとなりますが、教育現場から弁護士の力を求められている実情を実感して、私たちの活動の意義を再認識する貴重な機会となっています。

2010年には、神奈川県が設置して小・中学校における法教育のあり方を検討している「法に関する教育推進連絡協議会」に弁護士会から委員を派遣するとともに、同協議会が指定する授業実践では当委員会委員が教員と協力しながら授業を作ることとなりました。

横浜弁護士会では、これまで培ってきたノウハウと教育現場との信頼関係を大切にしながら、子どものための法教育を広げていきたいと考えています。

### ●城郷中学校の授業を引き受けるにあたって

城郷中学校の教員が横浜弁護士会の法教育授業を見て、この授業を自分の学校でもやりたいと考え、2006年に横浜弁護士会に授業を依頼してきたのが、本授業のきっかけでした。

依頼内容は、中学3年生、全250名、7クラス別々に行うもので、2006年当時の横浜弁護士会でも経験のない大規模な内容でした。大規模派遣への対応については、各クラスに1名の弁護士を派遣し、授業は教員が行い、弁護士は必要な場面に関与することにしました。結果として、講師と見学者、合計14人もの弁護士を派遣する、大規模な陣容となりました。

### ●教材作成

授業の内容は当初、横浜弁護士会が作成した既存の教材をそのまま用いる方針でした。

しかし、城郷中学校教員と当委員会委員が数回の打ち合わせを重ね、従来の教材を城郷中学校の周辺環境に即した内容に改めることになりました。

というのも城郷中学校の近隣では、ワールドカップ会場の競技場が建設され、街は活性化したものの、様々な問題点も生じていました。かかる状況を捉え、教員から、「生徒たちに自分の住む町のことを、もっと考えてもらいたい。そのために、既存の教材の内容を、城郷の身近な状況に即したものに改めたい。」との申し出があったからです。このような経緯で、以下のような授業を実施しました。



教材の一例

### ●授業の実施

#### 【事例】

生徒たちが住む閑静な住宅地である小机町に、24時間営業のカラオケボックスなどが入った大型アミューズメント施設「スモールデスク」が開店しました。町は活性化しましたが、次のような問題点が出てきました。

- ①騒音問題
- ②中高生の深夜の利用
- ③ゴミの増加と交通渋滞
- ④酔っぱらいの増加

#### 【配役】

生徒達は、6人の登場人物のいずれか1人の役割が与えられます。

- ①アミューズメント施設店長
- ②PTA会長
- ③カラオケ大好き会社員
- ④施設の隣家に住む人
- ⑤カラオケ大好き女子高生
- ⑥商店会長

#### 【ルール作りの話し合い】

生徒達に、それぞれ割り当てられた登場人物の立場が記されたプロフィールを手渡し、登場人物になりきってもらいます。その上で、以下の順番で生徒達にルール作りの話し合いをしてもらいました。

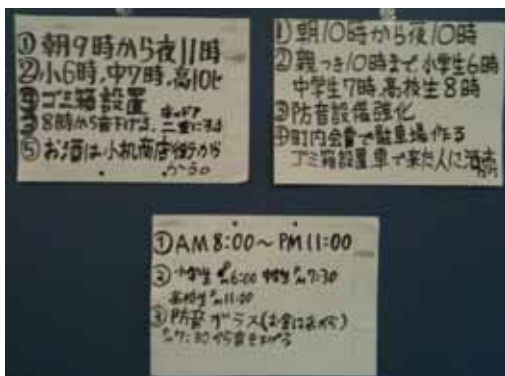
- ①最初に、同じ登場人物を割り当てられた生徒達が集まって話し合う
- ②次に、異なる登場人物1人ずつ計6人のグループで集まって話し合う

このようにすることで、生徒達は、まず、自分の立場を認識し、その後、立場の違いから生じる利害対立を肌で感じることができます。主張や妥協を繰り返しながらひとつのルールを作り上げる過程で、ルールを利害調整の手段と捉えることができるようになるのです。

【ルールの発表】

話し合いによって決めたルールを各グループごとに発表してもらい、その内容につき弁護士からコメントをしてもらいました。

- 1 閉店時間は夜10時までとするものが一番多く、一番遅いグループでも12時というものでした。  
これは、登場人物である隣家に住む人の「夜勤なので10時には寝る」という意見に引っ張られたのだと思われます。カラオケ店を10時に閉店しては営業が成り立たないと思われますが、中学生にはこのような発想を求めるのは難しいようです。
- 2 生徒の退店時間は、小学生が6時まで、中学生が7時まで、高校生は10時までとするグループが多く、中には、親同伴なら10時まで、と工夫したグループもありました。
- 3 防音設備を作る。  
防音ガラスを使う、二重サッシにするなどの意見が多く、生徒の意見は要するに「完全に防音すれば、全てが解決するではないか」というものでした。  
大人であれば、「そのための莫大な費用を誰が負担するの?」と考えるところですが、生徒にはこのような発想は難しいのだと思われます。



グループから出た意見。

- 4 その他、広い駐車場を作るなど、前述同様、経済的見地から実現困難な意見が続出しました。  
しかしながら、お酒は地元の商店街から仕入れる、月に一度みんなで話し合いをするなど、費用がかからない、工夫した意見も少なからずみられました。

●反省・改良点

横浜弁護士会では城郷中学校の授業を例年行うことで、授業の改良に取り組んでいます。参加型授業の実施の際、参考になると思われますので、代表的なものをいくつか紹介します。

- 1 中学生は経済観念に乏しいため、「費用がかかりすぎると実現できない」というアドバイスを事前にすると良いと思います。
- 2 登場人物や、ストーリーが身近に感じられないと中学生は役になりきれず、その結果、議論が活発にならないこともままあります。そこで、市販の教材を使う場合でも、地域に即した事案に変更するなど、工夫するとよいと思います。
- 3 中学生は集団生活の中で譲り合って生活しています。しかし、議論で最初から譲り合っては、議論が活発になりません。「最初は自分が最も有利な提案をし、その後譲歩するように」、と事前に一言添えておけば議論は盛り上がります。
- 4 結論が早く出て、議論が終わってしまう場合もあります。そのような場合には、結論をより具体的にしてもらうとよいです。例えば、防音設備を強化するという結論になったのなら、誰の費用でどんな防音設備を作るのかまで議論してもらいます。

●授業の感想

授業後の生徒の反応は上々で、教員に対し、「またやって欲しい。」という生徒が続出したとのことでした。

教員の感想としては、事前準備については「教材作成は本来教員の仕事だと思うが、現時点では情報が少ないのが現状で、弁護士に頼らざるを得ない。色々な学校で法教育をやっている情報もなかなか伝わってこない。情報が入れば、教員同士で教材を考えよう、という提案もできるかもしれない。」というものがありました。また、授業内容についての教員の感想には、「弁護士が専門的な観点から説明を行い、教員がそれをかみ砕いて説明するとやりやすい」というものもありました。「分かりやすくするためには専門用語を使ってはならない」という固定観念が打ち砕かれる、意外な感想でした。

弁護士の感想で多かったのは、「生徒の意見を褒めてあげること。生徒の目が輝き議論が活発化する」というものでした。城郷中学校では、生徒の感想を受けて、2006年以降、法教育の授業が行われるようになっています。また、横浜弁護士会では、城郷中学校に対する大規模派遣の成功を受けて、大規模な派遣にも積極的に取り組むようになりました。

このように、一つの中学校に法教育の授業を定着させ、横浜弁護士会における大規模派遣への取り組みが活発化したことから、授業は成功であったと考えています。



## 札幌弁護士会の法教育活動

### ●ジュニアロースクール札幌について

札幌弁護士会では、毎年、道内の高校生を対象とした法教育活動として「ジュニアロースクール札幌」を実施しており、2010年度で7回目を迎えます。

ジュニアロースクールのプログラムは、午前中が法教育ゼミナール（公開授業）、午後が刑事模擬裁判となっています。ゼミナールの内容は、弁護士だけではなく、弁護士と学校教員からなる「法教育研究協議会」が主体となって作成・検討を行い、実際の授業も弁護士と教員のチームティーチングによって行っています。

これまでに実施したゼミナールのテーマは、「学校での携帯電話使用に関するルールづくり」「愛は永遠か？～婚約不履行の責任」「児童虐待と関係者の責任」「実名報道と表現の自由」「飲酒運転による交通事故と民事・刑事の責任」「尊厳死・延命治療をめぐる問題」「平等って何だろう？」「立法と違憲審査権」など、学生にとって身近なものから社会的に関心の高い重要な問題まで多岐にわたっています。

ここでは、2009年12月に実施された第6回ジュニアロースクール札幌で実施されたゼミナール「リストラ解雇は有効か？ 無効か？」について紹介いたします。

### ●授業の概要

ゼミナール「リストラ解雇は有効か？ 無効か？」は、高校生にとって近い将来のことである「働く」場面について、法的な観点から考えてもらうことを目指した授業です。

導入部分では、初対面の学生同士がディスカッションしやすい雰囲気を作るとともに（議論がしやすいよう、学生にはあらかじめ5、6名のグループに分かれてもらいました）、「働く」ことが契約に基づくものであることを理解してもらう橋渡しとなるよう、学生に会社名や仕事の内容、給料、休日などの条件が記載された3社の「求人票」のサンプルを配付し、各求人票を比較しながら、自分が就職したいと思う会社について、理由を示しながらグループ内で発表してもらいました。

その後、教員から、求人票記載のある会社に入社したと仮定し、そこでの勤務条件や給与がどのようにして決まるのかを学生に質問し、「働く」ことが契約に基づくものであることを理解してもらいました。そして、「働く」ことが契約であることを前提に、会社から急に「辞めて下さい」と言われた場合

にすぐに辞めなければならないのか質問をし、事前に各机に配布しておいた六法を用いて、これと関係のある労働基準法第20条第1項を学生に探してもらいました。

この導入を経て、学生には以下の事例検討に入ってもらいました。

**【事例】株式会社OK牧場は、北海道内外に店舗を有する株式会社で、Aさんはこの会社の生キャラメル製造部門（従業員6名）に就職して勤務しています。**

2009年11月、会社のこれまでの業績及び今後の業績予想が社長に報告されましたが、業績予想は右肩下がり、生キャラメルブームの衰退からすれば、このままの従業員数で製造部門を維持することは困難であると判断されました。

そこで社長は、まず製造部門の従業員に希望退職を募りましたが、退職を希望する従業員はいませんでした。散々悩んだあげくに社長は、従業員1名をリストラすることにして、リストラ対象者は公平にサイコロを振って決定することにしました。

社長は12月4日に製造部門の従業員を集めて会社の苦しい状況を説明し、1名のリストラを宣言しました。そして12日、運命のサイコロが振られたところ、Aさんがリストラ対象者として選ばれることになりました。

社長はAさんに対して「退職金は通常よりも多く1.3倍を支給するから納得してくれ」と言って30日後に解雇する旨の通知書を手渡しました。

さて、Aさんは勤務していた会社を辞めなければならないのでしょうか？



グループでのディスカッションの様子。

学生には上記の事例について、配付されたワークシートに沿って次のような問題点を検討してもらいました。

1 Aさんは会社を辞めなければならないか？  
あなたのグループの考えは？

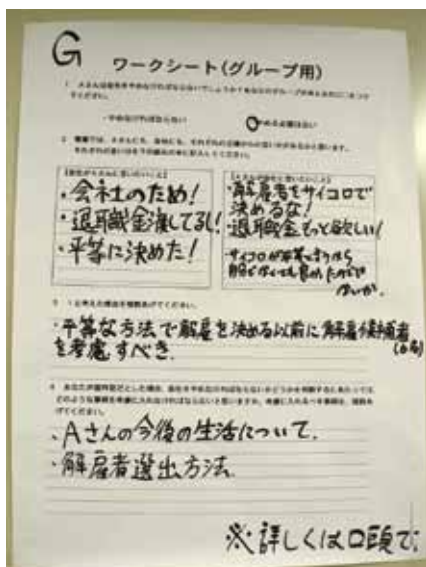
2 事例を読んで、会社・Aさんそれぞれの立場からの言い分を考えて下さい

3 あなたが裁判官であった場合、どのような事由を考慮に入れてAさんの解雇について判断しますか？

学生には、グループ内でそれぞれの考え、思いをぶつけ合って、グループで一つの結論を導き、発表をしてもらいました。参加していた弁護士や教員の関与は、学生の議論が停滞している際の助言や問題提起にとどめてもらい、あくまで学生主導でディスカッションをしてもらいました。

あるグループでは、ディスカッションの結果、次のような発表をしてくれました。

- 1 Aさんは会社を辞めなければならない。
- 2 [会社の言い分]
  - ① 経営状況の悪化
  - ② 退職金を1.3倍出している
  - ③ 事前に十分に説明した
  - ④ 平等な方法（サイコロ）で対象者を選んだ
- [Aさんの言い分]
  - ① 自分に責任があって辞める訳ではない
  - ② 退職金額が少ない
  - ③ 他の部門への配置転換も考えるべきだ
  - ④ サイコロで決めるのは適切でない
- 3 希望退職者を募るなどして説明も尽くしており、経営状況の悪化から、会社を維持するために1人の犠牲はやむを得ない (!!)



グループ議論の結果をまとめたワークシート。

●授業のまとめ

授業のまとめでは授業担当弁護士から、整理解雇には「合理的な理由」が必要であり、具体的には①人員削減の必要性、②解雇を回避する努力を尽くしたこと、③解雇対象者の人選が合理的であること、④労働者への説明を尽くすなど相当な手続をとることが必要であるという法的な考え方が説明され、その後、労働契約法第16条が成立されるまでの経緯も説明されました。

法律学の授業であれば、最初から法的な考え方を説明・解説して終わりということになりますが、法教育の授業では、学生が自ら試行錯誤した末に一定の考え方にたどり着く過程にこそ意義があります。

授業後の学生の感想にも「これから仕事に就くにあたりどのようなことに注意したら良いのかが分かりました」「労働、雇用という将来考えなくてはならないことに関し初めて深く考え悩む機会を得られて良かったです」「雇用のことを色々知ることができた。解雇について知らないことは恐ろしいと思った」とあり、働くことの法的な問題を身近な問題として捉えて、積極的に意見の交換をすることができたようです。

●チームティーチングに参加した教員の感想

高校で行っている普段の「政治・経済」の授業とはひと味違った法律の専門家とともに作り上げる授業内容にしたいと考えました。

「自分たちの身の回りで起こるさまざまな問題について、自ら主体的に考え、公正に判断し、行動する力を身に付ける教育」こそが法教育の目的であると考えて、この授業案を作成しました。

日本社会は、長引く不況の中で労働をめぐる問題が山積しており、高校生が近い将来必ず直面する「働く」ということについて、深く考える機会をつくりたいと思っていましたが、法律の専門家も参加した授業で学生が主体になった学習ができたことは、非常に意義深いものであると思います。

以下は、各弁護士会の2009年度における法教育に関する取組みについてまとめたものである。

■法教育に関する弁護士会の取組み実績（2009年度）■

弁護士会	専門委員会 〔設置年月日〕	法教育及び類する活動の2009年度の実績 （※一部2009年1月～3月のものを含む）	教員との連携の有無
札幌	市民ネットワーク 委員会 (27名) 〔H16/8/6〕	①第4回中高生のための憲法講座「憲法ってどうしてあるの？憲法って私たちにどう関係があるの？」(H21.3.13) ②第6回ジュニアロースクール札幌(H21/12/12) ③授業、講演、模擬裁判の指導 ④裁判傍聴活動 ⑤高校生インターンシップ、中学生職業体験の受け入れ	有 「法教育研究協議会」 高校の教員と定期的に協議会を開催して、授業への講師派遣、模擬裁判の実施などについて情報交換をしている。又、年1回行うジュニアロースクールの企画を共同して実施している。
函館	無	類する委員会として、司法改革研究会が、「市民に対する司法関係全般にわたる啓蒙講演活動を行っている。	無
旭川	無	類する委員会として、広報委員会による、映画「休暇」の上映と講演会(H21/11/28)	無
釧路	無	①釧路市ジュニアリーダー楽習塾冬季研修講師派遣(H21.1.14) ②裁判員制度を含む法教育に関する夏季教員研修(H21.7.30)	無
仙台	法教育検討特別 委員会 (30名) 〔H16/4/1〕	①法教育出前授業実施 11校(中学校4校 高校7校) ②市民向け裁判傍聴(一般市民対象)10回(H21/4/23、5/21、6/18、7/23、9/17、10/15、11/19、12/17、H22/1/21、2/18) ③中・高生のためのジュニアロースクール実施 8/1 午前：模擬授業 午後：模擬裁判 ④中学生の職場訪問受け入れ 3回 その他、消費者教育、憲法、裁判員制度、労働者の権利に関する出前授業をそれぞれの委員会で実施。	有 「法教育研究会」 教育委員会経由で各種出前講義の案内を学校に送ってもらうなどしている。
福島県	無	高校生に対する出前講義 県内6校に対し実施。講義用マニュアルを策定し、市民生活被害対策委員会委員が各高校に出向き、講義を行う。講義形態については、なるべく高校の要望を取り入れることとし、学年単位での講義、クラス単位の講義等バリエーションは多い。	
山形県	法教育委員会 (8名) 〔H20/4/1〕	①弁護士事務所訪問 ②裁判傍聴の引率、説明(但し、日程合わず未実行)	無
岩手	法教育委員会 (11名) 〔H17/8/23〕	①中学校での授業－死刑制度存廃に関するディベートを取り入れた内容(H21/10/5) ②中学校での授業－架空の事例を基に間接正犯としての殺人罪が成立するか否かグループ討論する等の内容(H21/10/8)	有 「法教育研究会」 当会の法教育委員会と県内の中学校教員有志6名程度で、授業の実践について協議している。主に教員から、今度こういう授業をやりたいので、弁護士にはこういう協力をしてほしいという提案を受け、授業作りを進めている。
秋田	市民のための 法教育委員会 (13名) 〔H20/4/1〕 (H17/11月設置の 法教育に関する小 委員会が前身)	①秋田大学教育文化学部学生、院生が企画した中学生向け授業(公民)に協力、秋田市内の公立中学校にて模擬裁判を行う(H21/2/10) ②県教育主査、県社会科研究会所属教諭と「法教育のあり方」についての懇談会を実施(H21/3/13) ③中学生を対象にジュニアロースクールを実施。「憲法とは何か」について扱った。(H21/7/31)	無
青森県	法教育に関する 委員会 (15名) 〔H19/4/1〕	①弘前大学人文学部学生と高校生向け教材を資料に用いて模擬授業を実施(H21/6/27) ②弘前大学付属小学校5年生につき、ルールの意義等を考える法教育授業を実施(H22/3/1)	無
東京	法教育委員会 (100名) 〔H17/3/7〕	①夏休みジュニアロースクール(H21/7/23、24) ②中高生冬休み裁判傍聴会(H21/12/22、24) ③模擬裁判の指導 17件(小学校1件、中学校7件、高校8件、大学1件) ④裁判傍聴の引率 25件(中学校6件、高校11件、中高一貫1件、大学3件、その他の団体1件、個人を対象3回実施) ⑤ルールづくりの指導 3件(小学校3件) ⑥その他講師派遣 2件(中学校2件)「就職ガイダンス」「裁判員制度の説明」 ⑦第3回模擬裁判選手権支援弁護士の派遣(H21/8/8) ⑧09法教育フォーラムin東京への参加(H21/9/26)	無 但し、今年度新宿区教育委員会の要請で、新宿区の小学校においてルールづくりを実施。今後も同様の要請があれば、連携等も考える。



弁護士会	専門委員会 (設置年月日)	法教育及び類する活動の2009年度の実績 (※一部2009年1月～3月のものを含む)	教員との連携の有無
第一東京	法教育委員会 (94名) (H18/9/5)	①法教育の意義、今後弁護士・弁護士会としてなすべき活動等について勉強会を実施 ②法教育授業のDVD(ルール作り)や高校生模擬裁判選手権のDVDを上映 ③教員研修への講師派遣、高校生模擬裁判選手権支援弁護士の派遣、東京都中学校社会科教育研究会主催の「09法教育フォーラムin東京」共催、他会で開催されたジュニアロースクールにつき視察・参加 ④法教育教材の検討 ⑤都内小学校2校・中学校6校・高等学校1校で出張授業(講義・ディベート後の質疑応答・ルール評価のディスカッション・刑事模擬裁判・弁護士業務についての質疑応答等)、刑事法廷傍聴の引率と質疑応答(中学校1校)、法律事務所訪問(中学校1校) ⑥都内中学校12校・高等学校3校での刑事模擬裁判指導 ⑦ジュニアロースクールの実施(H22/3/31)	有 東京都中学校社会科教育研究会主催の「09法教育フォーラムin東京」を共催。また、法教育委員会で同研究会の教員との意見交換会を行った。2010年度以降、同研究会の教員と連携して中学校での法教育授業を展開していく予定。
第二東京	法教育委員会 (H22/5)	①デリバリー法律学習会 大学「あなたが裁判員に選ばれたら」(H21/4/22) 高等学校「文化祭における演劇企画の著作権について」(H21/5/20) 中学校「裁判員制度について」(H21/7/11) 中学校「いじめについて」(H21/9/16) 小学校「いじめについて」計9回 中高一貫校「弁護士の社会的使命、弁護士としての体験談」(H21/12/12) 市教育委員会「子どもを対象としたデリバリー法律学習会の進め方、受講した子どもたちの反応等について」(H22/1/28) 中学校「刑事裁判の基本と裁判員制度」に関する参加型授業(H22/1/28) 中学校「裁判員に関する参加型授業」(H22/3/5、3/8) ②第3回高校生模擬裁判選手権支援弁護士の派遣(H21/8/8) ③09法教育フォーラムin東京への参加(H21/9/26) ④裁判員制度と法教育に関する教員研修への講師派遣(H21/7/28)	有 法教育フォーラムin東京への参加、裁判員制度と法教育に関する教員研修講師派遣
横浜	法教育委員会 (39名) (H16/4/1)	①出前授業12件 ②裁判傍聴会29件 ③模擬裁判指導2件 ④弁護士会訪問9件 ⑤イベント：スプリングスクール(H21/4/2) サマースクール(H21/7/28) スプリングスクール(H22/3/27) ⑥出版：法教育センターニュース発刊 ⑦その他：第3回高校生模擬裁判選手権の共催及び支援弁護士(2校、計6名)の派遣 夏季教員研修会(H21/5/18) 横浜弁護士会主催の弁護士フェスタへの参加(模擬裁判スライドショーH21/12/12) 委員向け法教育経験交流会(H22/1/13) 福岡県弁護士会との法教育に関する協議会開催(H22/3/17) 神奈川県「法に関する教育推進連絡協議会」(小・中学校)への委員の派遣 神奈川県「シティズンシップ教育推進プロジェクト会議」(高校)への参加(H22/2/1)	有 横浜国立大学関係者が中心となった法教育研究会に委員を派遣。神奈川県教育委員会及び横浜市教育委員会とは適宜協議を持つ神奈川県「法に関する教育推進連絡協議会」に当会会員が委員として参加
埼玉	法教育プロジェクトチーム (15名) (H18/4)	①小学校における法教育の実践 さいたま市内の小学校において2日間にわたり、6年生(4組)を対象に実践授業を行った。 ②法的対話技術の研修会 全員を対象に大学メディエーション交渉研究所所長を講師に行った。	有 小学校における法教育の実践に向けて、当該小学校の先生方や法教育に関心のある先生方に適宜委員会に出席いただいている。
千葉県	法教育委員会 (24名) (H16/9)	①夏のジュニアロースクール：賃貸借契約を念頭にし、午前中に契約書作り、午後、模擬調停(H21/8/2) ②中学校地域交流会：サーキット誘致を前提にしたルール作り(H21/11/14) ③春のジュニアロースクール：模擬裁判(H22/3/20)	無(模索中)
茨城県	市民のための法教育委員会 (39名) (H15/4/1)	①春休み子ども法律学校(H21/4/2) ②夏休み子ども法律学校(H21/7/27.28.30) ③冬休み子ども法律学校(H21/12/25.28) ④出前授業 延べ7回(H21/4～H22/3)	有 「茨城法教育研究会」意見交換、教材検討会 法教育教材の共同執筆
群馬	法教育委員会 (52名) (H16/8/31)	①学校での授業 中学校7校、高校2校 ②サマースクール(H21/7/27)・ウインタースクール(H21/12/25)の実施(弁護士会館にて) ③高校公民部会教員との研修会	有 2007年頃から群馬県の高校公民教師の公民部会と教材の作成などの連携。2009年度は情報交換のほか、ミニイベント(裁判所見学や模擬裁判の実施など)を行う。

弁護士会	専門委員会 (設置年月日)	法教育及び類する活動の2009年度の実績 (※一部2009年1月～3月のものを含む)	教員との連携の有無
栃木県	法教育委員会 (37名) [H17/4]	①裁判所主催の「夏休み親子企画 まるごと体験!裁判員制度」に委員を派遣 (H21/7/29) ②夏休みジュニアロースクールの開催 (H21/7/31) ③下都賀地区中学校教育研究会社会科部会研修会に講師派遣 (H21/8/4) ④中学校出前授業 (H21/10/9) ⑤中学校職員研修に講師派遣 (H21/10/21) ⑥関東ブロック中学校社会科研究大会県南ブロックプレ大会に参加 (H21/11/30)	有 「とちぎ法教育研究会」 教員の方々と法教育の実践について協議・研究している。
静岡県	法教育委員会 (39名) [H17/4/1]	①ジュニアロースクール 静岡県弁護士会にて「ジュニアロースクール静岡2009」を開催 (H21/11/28) 関東弁連法教育委員会と連携して実施し、同委員と意見交換を行った。 ②出前授業 (簡易なシナリオによる刑事模擬裁判) A 中学校PTA主催「夢講座」刑事模擬裁判を実施 (H21/11/3) B 中学校3年生 5クラス (1クラス36名) 同時に刑事模擬裁判を実施 (H22/2/26) ③法教育授業支援 (教員等が行う法教育授業支援) A 中学校社会科教諭による研究授業 (H21/11/6) 授業案に対する助言及び授業の参観 B 中学における法教育授業 (H21/11/18) 授業案に対する助言及び授業の参観、学生らに対する講評 C 中学3年生法教育授業 (H21/11/4～11/10) 3年生4クラス (2コマずつ) の法教育授業に参観・生徒に対する講評。 ④職場体験への対応 ⑤静岡大学・教育関係者との連携	有 「静岡県社会科法教育研究会」 静岡大学教育学部准教授磯山恭子先生が主宰し県下の教諭・静大生らで構成されている研究会に参加し、指導案・教材開発に関する助言等を行っている。
山梨県	法教育委員会 (21名) [H16/7/10]	①夏休み子どもロースクールin山梨 ②出前授業 小学校9校、中学校4校、高校7校 ③第3回高校生模擬裁判選手権関東大会参加の高校チームへ支援弁護士を派遣	有 子どもロースクールin山梨、出前授業、 教員研修への協力要請、山梨大学教育 人間科学部服部一秀先生との懇談会
長野県	無	従前は学校での授業実践、弁護士会館内での模擬授業 (ルールづくり)、裁判傍聴の引率説明を実施していたが、2009年度は実施できなかった。	有 「信州法教育研究会」 H21/11/10、長野県下の教育研究者、 教員と法曹とが協力連携して法教育の 効果的な実践・研究を進めるための組 織として設立。小・中・高校・大学の 教員と法曹関係者で構成され、学校教 育部門としてルールづくり、消費者問 題、憲法の意義、裁判制度の4分科会を 設置。長野県弁護士会では、「信州法 教育研究会」に継続して会員を派遣す るなど、同研究会に積極的に参加協力 していくことにしている。
新潟県	無	2009年度講師派遣状況：高校3校、中学2校	
愛知県	法教育特別委員会 (93名) [H17/4/1]	①体験型朗読型裁判 (裁判員裁判) DVD「証言台を囲む人々〜ドラマで学ぶ刑事裁判手続」を活用した出前授業普及の為、1500枚焼き増しし、広報用パンフレットと共に全中学、高校に無償配布 ②出前授業：尾張地区9校、西三河地区5校 ③サマースクール (H21/7/23、29、30、31 8/4) 法廷傍聴、刑事模擬裁判等 ④名古屋法教育研究会 実践授業の教材作り、実践授業 研究会は全体会4回のほか、各チーム5回のチーム会を開催し、実践授業を2校計12コマ行った。	有 「名古屋法教育研究会」 名古屋市立中学校の社会科教諭と定期的 に研究会を行い、法教育の教材作り 及びその教材に基づく実践授業を行っ ている。
三重県	法教育委員会 (14名) [H22/4/1]	①法教育出張講義 (県内の中学校対象：4件) ②裁判員裁判に関する講師派遣 (1件) ③法教育及び裁判員制度に関する講師派遣 (県内社会科教員対象：1件)	無
岐阜県	法教育委員会 (24名) [H19/4/1]	①夏期教員研修 (H21/8/3) ②講師派遣 ③職場体験 (1件) ④ジュニアロースクール (H21/8/5) ⑤裁判ウォッチング (H21/8/25 中学校からの申込による)	有 「学術交流協定」 地元の朝日大学法学部との間で、法教 育その他の分野につき相互に連携して 活動。ジュニアロースクールを共催。 会員有志と研究者、教員で「岐阜法教育 研究会」を立ち上げた (H21/5/19)。

弁護士会	専門委員会 (設置年月日)	法教育及び類する活動の2009年度の実績 (※一部2009年1月～3月のものを含む)	教員との連携の有無
福井	法教育委員会 (12名) [H17/4/1]	①高校生模擬裁判選手権 福井県予選 (H21/4/29) ②ジュニア・ロースクール福井2009 (H21/12/24) ③福井法教育研究会 (委員有志が参加) による授業づくり及び提案授業協力-金沢市小学校における憲法の制限規範性についての授業 (H22/1/8) 中学校における「効率と公正」をテーマとした環境税課税方法についての授業 (H22/1/15) etc	有 「福井法教育研究会」 新学習指導要領を視野に入れた授業づくり・提案授業の実践・実践例の学会発表etc。
金沢	無	中学での授業。模擬裁判形式にて、生徒に裁判員役になってもらい、量刑を検討してもらう (H21/10/26～30)	無
富山県	無	関連委員会である消費者問題対策委員会による消費者生活講座 (高校生、大学生)	無
大阪	法教育委員会 (133名) [H17/3/7]	①出張授業 高校9校 (「刑事裁判・裁判員制度」、「ネット上のいじめ・学校裏サイトがらみの事件」等) ②模擬裁判 日弁連「市民のための法教育委員会」主催の第3回高校生模擬裁判選手権に共催 (H21/8/8) 高校での刑事模擬裁判指導 (H22/1～2) ③教材開発部会 改訂版『出張授業マニュアル』の改訂作業 ④その他 小学校での授業研究会への出席 (H21/6/1) 私のしごと館での弁護士体験ワークショップ (H21/7/8) 中学校「社会」及び高等学校「地理歴史」「公民」教員研修 H21/7/24 中学生向けジュニアロースクール (H21/8/10.11) 裁判員制度と法教育に関する教員研修H21/8/19～21 弁護士会会員向け出張授業研修 (H21/8/20) 委員会内に法教育推進PTを設置 大阪府全ての高等学校に弁護士を派遣する事業の推進を計画 (H21/9/10) 小学校での授業研究会への出席 (H21/10/29) 司法改革各会懇談会での「法教育に関する説明」 (H21/11/17) 中学校の職業体験生徒の受入 (H22/2/4、5)	有 ・高等学校社会 (地歴公民) 科研究会：法むるーむ改訂、ホームルームを用いた公開授業 ・大学コンソーシアム大阪：夏休みジュニアロースクールの開催 ・小学校：研究授業への参加 ・福井大学教育地域科学部社会系教育講座橋本康弘准教授：アドバイザー 2010年度より、大阪府下の国公私立全ての高等学校に募集をかけ、応募のあった学校にクラスに一人の弁護士を派遣し、出張授業を行う「法教育 弁護士派遣事業」を実施する。
京都	法教育委員会 (32名) [H20/4/1]	①高校生模擬裁判選手権 京都から2校出場、当会から4名 (各校2名ずつ) 支援活動 ②2009年9月12日「法教育に関するシンポジウム」教育者や学生に向けて、土井真一京都大学教授による法教育の基本理念の講演と高校生模擬裁判選手権に出場した生徒の体験談の紹介、当会の取組の紹介をした。 ③出張授業 中学校にて連続5回の授業を行った。「法の理念」と「女性の権利」についての授業を行った。 ④講演 ・各大学にて「消費者問題」「マルチ商法や多重債務防止」の講演を行った。 ・各高校にて「弁護士の仕事とは、裁判員制度について」「高校生に対する法教育」の講演を行った。 ⑤法廷傍聴引率 夏休み裁判ウォッチング (H21/8/27) 中高生のための裁判ウォッチング (H22/3/25、26) 高校裁判傍聴 (H22/2/16、18、3/9) 裁判傍聴2009年9月～2010年2月まで毎月第4木曜日	有 「社会科教諭等に対する刑事手続き及び裁判員制度等説明会」社会科教諭を対象に法教育についての説明を行った (H21/8/19)。 2010、2011年度の2年間、京都市教育委員会、京都府教育庁、京都大学、同志社大学、立命館大学、京都地裁、京都地検等と連携して「京都法教育推進プロジェクト」を行う。
兵庫県	法教育委員会 (27名) [H21/4/1]	①法教育委員会 出前講座 高校13校 (「子どもの人権」「ネットワーク社会における人権」等) 中学校13校 (「男女の平等」「裁判員制度の仕組みと目的」等) ②憲法問題委員会 高校3校 中学1校 小学校2校 ③司法問題対策委員会 裁判傍聴会 ・年間計13回 中高生対象	無
奈良	法教育に関する特別委員会 (20名) [H19/1/19]	・法教育に関する特別委員会 ジュニアロースクール 36名 (H21/7/24) 裁判員学習会 (H21/9/10、10/10) 出張授業：中学校6校 高校3校 なら犯罪被害者支援センター 20名 (1/20) ・市民法律講座 (11回「相続・遺言」「離婚」「消費者問題」「裁判員制度」等)	無
滋賀	法教育委員会 (20名) [H21/4/1]	①県内の高校 (4校) で生徒向けの消費者講義を実施 (10/30、12/9、12/15、12/16) ②県内の高校 (1校) でPTA向けの消費者研修を実施 (10/23)	無
和歌山	法教育委員会 (14名) [H18/4/1]	独自に制作したパワーポイント教材を利用して高校で授業を行った。	無 但し、教育委員会に対し広報は行っている。

弁護士会	専門委員会 (設置年月日)	法教育及び類する活動の2009年度の実績 (※一部2009年1月～3月のものを含む)	教員との連携の有無
広島	無	①ジュニア・ロー・スクール (H21/8/10) ②夏期教員研修 (H21/8/25) ③裁判傍聴セミナー (H21/5/18～H21/7/3) ④司法教育講師派遣 ⑤出前授業 ⑥「法教育シンポ in 仙台」に委員を派遣 (H21/1/30) ⑦中学校での模擬裁判 ⑧職場体験学習での法教育の実践	有 但し、有志教員との個別の意見交換にとどまる。ジュニア・ロー・スクールにおいて、有志教員と弁護士によるチームティーチングの実施。
山口県	無	高等学校での消費者教育に関する講演 (H22/2/10)	無
岡山	県民ネットワーク 委員会 (17名) (H11/4/1)	①高校生のための刑事裁判傍聴 (H21/7～8) ②高等学校教員研修公民科法教育研修(法教育に関する夏期教員研修)「法的見方・考え方を身につける教育とは」(H21/7/9) ③高校裁判所見学引率 (H21/7/30) ④中学校法教育憲法派遣授業 (H21/9/28) ⑤中学校「地域の職業・職場、調べ学習」受入れ協力 (H21/11/12) ⑥第5回ジュニアロー・スクール岡山 (H21/12/18～19) 協力：岡山地方裁判所・岡山地方検察庁「弁護士や裁判官・検察官の仕事をもてみよう」「福岡市飲酒運転3児死亡事故・地裁判決と高裁判決の検討」・「消費者問題の予防と解決を法的に考えよう」	有 「岡山法教育研究会」 各種講演会実施、岡山弁護士会県民ネットワーク委員会と共催でのジュニアロー・スクール実施、派遣授業の実施、法教育に関する調査・研究。
鳥取県	法教育委員会 (16名) (H18/8)	①県内の中学校、高校へ出前授業(ルール作り、裁判員裁判に関する講義、模擬裁判) ②裁判所、検察庁と協力しての夏休み法廷傍聴	無
島根県	法教育委員会 (15名) (H17/2/21)	①出前授業：大学3校 高校9校 中学2校 養護学校1校 ②教員免許状更新研修 浜田市 松江市 ③島根大学教育学部での法教育授業 ④島根県弁護士会での研修会 参加者34名 (H22/3/6) 2010年度中国弁護士大会のシンポジウムに「法教育」をとりあげることから、そのプレ企画として実施。	有 教育学部学長を通じて弁護士会として大学と連携して法教育を取り組んでいくことを協議した。実際には法教育委員会で前述の教員免許状更新研修と大学教育学部での授業を担当することになり、2009年度にスタートした。組織化とまではいっていないが、教育学部の教員とのコンタクトもとれつつある。出前授業でつながりのできた3名の教員と秋のシンポに向けて共同して授業を行うことになった。
香川県	子どもの権利及び 法教育に関する 委員会 (25名) (H17/4/1)	①第3回高校生模擬裁判選手権—出場校への支援 ②社会人講座—県立高校へ出張講義 (H21/9/25) ③社会体験—県内中学生1名 弁護士の法律事務所職場体験受け入れ (H21/9/29～30) ④県内教職員対象—法曹三者共催—夏季教員研修への講師派遣	無
徳島	無		無
高知	法教育に関する 委員会 (H22/4/1)		
愛媛	無	①愛媛大学付属中学校にて弁護士1名が出張して夫婦別姓の是非について討論等を行った。(H21/6/26) ②日弁連市民のための法教育委員会からの資料をもとに夏季教員研修 (H21/7/27) ③中学校での「仕事語り部講座」に弁護士1名が出張して弁護士の業務内容、人権保障の重要性等を講義した。(H22/1/12)	有 中学校の社会科教員からは時々出張要請があり、こちらからも教材の提供を行うなどしている。 連携予定：社会科教員とは、模擬裁判などにおいて連携を模索中
福岡県	法教育委員会 (67名) (H17/9/28)	①高校生模擬裁判選手権九州大会 (H21/8/8) ②高校出前授業 (H21/10/6) ③中学校出前授業 (H22/1/14、1/28、2/25、3/4) ④福岡県教育委員会教員研修の講師 (2009/7/1) ⑤高校生対象ジュニアロー・スクール実施(筑後部会) (H21/12/12) ⑥裁判ウォッチング (H21/10/5～10/9)	連携予定 法教育研究会を、2010年内に立ち上げ予定。
佐賀県	法教育委員会 (8名) (H19/11/14)	①高校生模擬裁判選手権での支援弁護士派遣 (H21/8/18) ②教員免許更新制講習(於佐賀大学)での講習担当 (H21/8/18) ③中学校での出前授業 (H21/9/28、10/1、10/20) ④中学校での出前授業 (H21/10/20) ⑤小学校での出前授業 (H22/1/27、2/19)	有 「法教育研究会」 佐賀大学経済学部法学研究科の教員と当委員会の委員で年に数回会を開催し、それぞれの研究内容を報告している。
長崎県	法教育委員会 (15名) (H21/4/1)	①中学校において憲法出前講義を実施(憲法委員会との共催) (H21/7/8) ②高校生模擬裁判選手権九州大会に委員2名が参加 (H21/8/8) ③裁判員制度を含む法教育に関する教員研修に委員2名が講師として参加 (H21/8/18) ④2010年度は長崎県において九弁連法教育連絡協議会が開催される予定。また、県内中学校における出前講義を実施する予定	無



弁護士会	専門委員会 (設置年月日)	法教育及び類する活動の2009年度の実績 (※一部2009年1月～3月のものを含む)	教員との連携の有無
大分県	法教育委員会 (10名) [H21/4/1]	①中学校での3年生を対象とした授業(裁判員裁判などについて)及び2年生を対象とした模擬裁判の講評(H21/11) ②小学校での6年生を対象とした授業(えん罪などについて)(H22/1)	無
熊本県	法教育委員会 (15名) [H18/4/1]	①小中教諭との交流会(H21/4/16) ②熊本市教委・校長会で、委員が講演(H21/8/6) ③熊本市、八代市にて、教員研修講師派遣(H21/8/11、12) ④法教育なるほどセミナー 小学生・中学生各3時間、各20数名参加。委員による講義、寸劇、グループ討論、ディベート等(H21/11/7) ⑤2009、2010法教育セミナーの教材等を製本、関係各位に配布予定(H22/3)	連携予定 熊大教育学部准教授、熊本市内の小学校教諭と共に、協議会立上げの予定あり。
鹿児島県	法教育委員会 (12名) [H18/10/31]	①中学校出張授業(H21/11/27) ②夏季教員研修講師派遣	無
宮崎県	法教育委員会 (13名) [H21/1/15]	弁護士会主催ではないが県内の教育関係者と弁護士会の有志で「宮崎県法教育研究会」を立ちあげた。創立記念式典において、「裁判員裁判本県第1号事件報告」、「中学生の模擬評議研究発表」が行われた。	有 「法教育研究会」 法教育に関する教材研究、実践等。但し、弁護士会は「後援」にとどまる。
沖縄	無	①中学校において講演「どうして悪いことをした人を弁護するの？」(H21/7/21) ②高校生模擬裁判選手権九州大会へ裁判官役として委員を1名派遣(H21/8/8) ③夏期教育研修に講師派遣「法教育」についてのガイダンス(H21/8/21、23)	無
北海道弁連	無	「法教育に関する北海道ブロック意見交換会」(H21/8/1)	無
東北弁連	法教育連絡協議会 (8名)	①協議会開催ー各地の法教育の現状報告と意見交換(H21/7/3) ②協議会開催ー委員長、副委員長互選及び各地の法教育の現状報告と意見交換 ③日弁連・仙台会の委員会との意見交換会(H22/1/31)	無
関東弁連	法教育委員会 (20名) [H15/10/23]	静岡県弁護士会と連携し、ジュニアロースクール(模擬裁判)を実施し、静岡県弁護士会の法教育委員と意見交換を行った。(H21/11/28) 毎年1回、教員又は研究者を講師として勉強会を実施している。2010年3月に静岡大学教育学部の磯山准教授を講師として勉強会を実施。	有
中部弁連	法教育委員会 (18名) [H21/4/11]	法教育に関する近弁連・中部弁連合同協議会(H21/7/10)	無
近畿弁連	法教育推進協議会 (21名) [H17/9/29]	①法教育に関する近弁連・中部弁連合同協議会(H21/7/10) ②第3回高校生模擬裁判選手権への協力(H21/8/8) ③京都法教育推進プロジェクトへの協力	無
中国地方弁連	中弁連市民のための法教育委員会 (10名) [H19/10/11]	①法教育に関する日弁連とのブロック意見交換会(広島市H21/7/31) ②平成22年度中国地方弁護士大会シンポジウム準備のため、島根県弁護士会と共同して法教育学習会開催(松江市H22/3/6) ③委員会開催(各地の法教育の現状報告・意見交換と、平成22年度中国地方弁護士大会シンポジウム準備についての協議)(松江市H22/3/6)	無
四国弁連	法教育委員会 (10名) [H17/4/1]	「法教育」活動推進のための意見交換会開催する(高知) ①基調講演 日弁連、福井大学教授 ②四国弁連活動の報告 ③意見交換会:教育関係者18名、弁護士12名、63期修習生1名出席(H21/1/15)	無
九州弁連	法教育連絡協議会 (20名) [H19/4/1]	①法務省主催法教育シンポ in 福岡へパネラー1名派遣(H21/2/13) ②九弁連、中国弁連、日弁連三者共催の法教育連絡協議会実施(H21/2/14) ③高校生模擬裁判選手権九州大会実施(H21/8/8)	無

### 3 高校生模擬裁判選手権

#### 1. 模擬裁判選手権が始まったきっかけ

1990年代中ごろ以降、それまで、弁護士による出張授業を受けていた生徒が、受け身ではなく、主体的に参加できる生徒たち自身による模擬裁判が始まりました。

その後、模擬裁判を実施する学校が増え、高校生同士の交流を図り、指導に当たる教員や弁護士の情報交換の場を持ち、法教育の更なる発展を期待して、4つの高校が一堂に集まって「高校生模擬裁判コンペ」が開かれました。2006年1月28日、立命館大学法科大学院法廷教室で行われたコンペでは、一つの学校の生徒が、裁判官・検察官・弁護人役を担当して、模擬裁判を演じ、別の学校の生徒が裁判員役となつて、評議・有罪無罪の結論を出すという形を取りました。このコンペでは、現役の裁判官・検察官・弁護士が参加し、生徒たちの模擬裁判に対する講評を行うことで終了しました。

しかし、単に、複数の学校が集まって、模擬裁判を演じるだけでは、今ひとつ面白味に欠ける、モチベーションが上がらないなどの感想が出ました。そんな折、ジャパントイムズの神谷記者が『法学セミナー2006年10月号no.622』のなかでアメリカの高校生による模擬裁判全国大会の模様を紹介され（「模擬裁判の甲子園」p.47～49）、これを参考に、現在の模擬裁判選手権が考案されました。

#### 2. 模擬裁判選手権の概要

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高校生が、各校に検察チーム・弁護チームを編成して、弁護士の支援を受けながら、裁判資料を読み込み、冒頭陳述・証人尋問・被告人質問・論告・弁論を行い、その出来映えを評価し、優勝校を決める。</li> <li>② 審査員は、一法廷に現役裁判官・検察官・弁護士・法学者・マスコミ関係者の5人で構成される。</li> <li>③ 手続の進行は、裁判長役の弁護士が行い、時間厳守のためタイムキーパーを付ける。</li> <li>④ 競技時間は、午前1時間50分、午後1時間50分。</li> </ul>
目的	物事のとらえ方やそれを表現する方法を学び、刑事手続の意味や刑事裁判の原則、裁判員裁判の意義に対する理解を深め、法教育に取り組む学校、教員、弁護士の交流を促進する。
ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 証人尋問・被告人質問は、刑事訴訟法・刑事訴訟規則に従う。</li> <li>② 証人役・被告人役は教材に反する供述を行ってはならない。ただ、これに矛盾・抵触しない範囲で供述することが出来る。質問には端的に答えなければならない。</li> <li>③ 進行上、同意書面を前提とする。供述調書は全て不同意。</li> <li>④ 制限時間を厳守すること。</li> </ul>

#### 3. これまでの実績

第1回 2007（平成19）年8月18日（土）	第2回 2008（平成20）年8月9日（土）
会場：東京大会 弁護士会館クレオ 4校参加 大阪大会 大阪弁護士会館 4校参加	会場：関東大会 弁護士会館クレオ 6校参加 関西大会 大阪弁護士会館 6校参加
第3回 2009（平成21）年8月8日（土）	第4回 2010（平成22）年8月7日（土）
会場：関東大会 東京地裁・弁護士会館クレオ 8校参加 関西大会 大阪地裁・大阪弁護士会館 6校参加 九州大会 福岡地裁・福岡県弁護士会館 4校参加	会場： 関東大会 東京地裁・弁護士会館クレオ 8校参加 関西大会 大阪地裁・大阪弁護士会館 6校参加 九州大会 福岡地裁・福岡県弁護士会館 4校参加 四国大会 高松地裁・香川県弁護士会館 4校参加



#### 4. 準備や競技当日の工夫

生徒たちは、当初、チームを分けなくて、みんなで教材を読み込み、時系列に沿ってシナリオを作り上げます。現場の状況を出来るだけ再現し、場合によっては、現地と思われる場所に出向いたりします。また、犯行に使われた凶器を模型で作ってみたり、現場見取り図を大きな模造紙に書き写したりします。最終的には、冒頭陳述、尋問事項書、論告・弁論を作り上げ、当日の配役を決定します。

競技当日は、審査員に出来るだけ分かりやすく検察・弁護それぞれの主張を説明するために、ホワイトボードに模造紙を貼り付け、冒頭陳述の論点表を示したり、証人尋問の時には、大きな現場見取り図を使って、犯人や被害者、目撃者の位置関係を色つきのマグネットで示しながら尋問を行うなど、高校生らしい工夫がふんだんに見られました。

#### 5. 模擬裁判選手権に参加して

##### 【生徒たちの声】

- 刑事裁判の知識はもちろんのこと、どうすれば自分の意見・考えを相手にわかりやすく伝えられるかということまで学び、吸収することが出来た。
- 論理立てて物事を言い表すことの重要性がよく分かった。
- 自分たちとは違った考え方に触れて、物事の色々な見方が分かってきた。
- 本物の裁判所に入れたし、本物の弁護士や検察官から直接お話を伺う貴重な体験をさせてもらった。

##### 【競技を観戦した保護者や教育関係者の声】

- 高校生がパネルを用意するなど、準備がしっかりしていた。
- 子どもの論理的思考、ディベート能力、チームワークが養われると感じた。本物の施設を使わせてもらって臨場感があった。



#### 6. 法教育としての模擬裁判選手権が目指すもの

このように模擬裁判選手権に対しては、多くの肯定的な感想や評価が寄せられています。模擬裁判選手権が法教育である限り、その目的は、自由で公正な民主主義社会を支える市民を育てることです。そのような市民が有すべき様々な能力として、目の前に直面する様々な情報を「読み取り」「解釈」「熟考・評価」する能力が掲げられます。更には、基本的な「知識」とそれを使いこなす「技術」が必要であり、自ら熟考・評価したことを表現する能力も必要でしょう。これらの能力を駆使して、様々な問題を解決しようとする関心・意欲・態度を身につけることで、自由で公正な民主主義社会を構築し、支えていくことができるはずです。また、模擬裁判を通じて、物事を多面的に捉えることを学び、さらに、なぜ刑事手続が必要なのかという刑事手続の意味を考える機会にもなります。

模擬裁判選手権は、こうした市民を育てる非常に有用な企画・教育手法であるといえます。

## 7. 今後の課題

2010年8月7日に第4回大会が開催されました。会場も関東・関西・九州・四国の4か所に増え、各地で熱戦が繰り広げられました。

昨年に引き続き、最高裁・法務省の共催を得て、法曹三者の協力の下に実施される企画として、着実に広がりを見せています。教材をどう確保するか、審査員の選定は妥当か、参加校の固定化をどうするかなど多くの課題を抱えています。これらを一つ一つ克服し、継続していきたいと考えています。



## —おわりに—

### これからの法教育

法教育が盛り込まれた新しい学習指導要領へ、小学校は2011年度から、中学校は2012年度から、高等学校は2013年度から完全移行する。教育現場からのより大きなニーズに、弁護士・弁護士会として十二分に応えられるだけの体制整備が喫緊の課題となっている。

そこで、それまで40名であった「市民のための法教育委員会」の定員が2010年度から70名に増員され、全国の各弁護士会から1名以上を委員会委員として迎えることが出来た。これら委員会委員を通じて、全国各地における法教育活動がより一層充実したものになるよう努めていきたい。

また、現在、「市民のための法教育委員会」では、学校現場で利用することが出来る法教育の教材作成に取り掛かっている。学校関係者に対し、具体的な授業内容や指導上の留意点を示すことによって、学校現場における法教育の実践が充実したものになるようサポートを続けていきたい。